

2018年度

事業報告書



目 次

I 本財団の概要

1. 事業内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 主たる事務所及び従たる事務所の所在地・・・・・・・・・・・・・・ 2
3. 役員の定数並びに役員ごとの氏名、役職、任期及び経歴・・・・・・・・ 2
4. 職員数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
5. 沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
6. 評議員会の構成員の氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

II 事業の実施状況

第1部 競輪収益による補助事業

1. 競輪収益による機械振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
2. 競輪収益による公益事業振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第2部 競輪運営支援業務

1. 競輪の振興、国際化及び効率的な実施のための施策の調査研究、
企画立案並びに総合調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
2. 競輪その他自転車競技に関する広報宣伝・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
3. 競輪の公正かつ円滑な実施に資する事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
4. 交付金の還付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
5. その他競輪に関する事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

第3部 小型自動車競走収益による補助事業

1. 小型自動車競走収益による機械振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
2. 小型自動車競走収益による公益事業振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

第4部 小型自動車競走運営支援事業

1. オートレースの振興及び効率的な実施のための施策の調査研究、
企画立案並びに総合調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
2. オートレースに関する広報宣伝・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
3. オートレースの公正かつ円滑な実施に資する事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
4. 交付金の還付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
5. その他オートレースに関する事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

第5部 自転車競技法に基づく競輪の競技実施事業

1. 競輪競技運営事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
2. 競輪開催関連事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

第6部 競輪の公正かつ安全な開催運営及び発展に貢献する車両情報システムの安定 かつ安全な運用管理及び開発事業

1. 車両情報システムの移行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
2. 車両情報システムの安全な運用管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

- 3. 車両情報システムの研究開発 3 6
- 4. 車両情報システムに係る適正な調達の実施 3 6
- 5. その他車両情報システムに関する事業 3 6

第7部 自転車競技スポーツの普及及び振興に関する事業

- 1. 地域における自転車競技者層の底辺拡大 3 6
- 2. その他関連事業 3 7

第8部 本財団の目的を達成するために必要な事業

- 1. ガバナンスの強化 3 7
- 2. 方針管理・業務改善 3 7
- 3. 組織機能の強化と事業の効率化 3 7
- 4. 事業の適正化 3 8
- 5. 不動産賃貸事業 3 9

附属明細書について 3 9

2018年度事業報告書

I 本財団の概要

1. 事業内容

自転車、小型自動車その他の機械に関する事業及び体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興を図るとともに、競輪及び小型自動車競走の公正かつ円滑な実施及び振興のため必要な業務並びにその他の関連業務を行い、もって地方財政の健全化及び社会・文化の向上発展に寄与することを目的とする。

- (1) 自転車、小型自動車その他の機械に関する事業の振興のための事業を補助すること。
- (2) 体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興のための事業を補助すること。
- (3) 競輪の審判員及び競輪に出場する選手の検定及び登録並びに競輪に使用する自転車の種類及び規格の登録を行うこと。
- (4) 小型自動車競走の審判員及び小型自動車競走に出場する選手の検定及び登録並びに小型自動車競走に使用する小型自動車の登録を行うこと。
- (5) 競輪の検車員及び先頭固定競走の先頭誘導選手の認定並びに競輪に使用する自転車の部品及び小型自動車競走に使用する小型自動車の部品の認定を行うこと。
- (6) 選手及び自転車又は小型自動車の競走前の検査の方法、審判の方法その他の競輪又は小型自動車競走の実施方法を定めること。
- (7) 選手の出場のあっせんを行うこと。
- (8) 審判員、選手その他の競輪又は小型自動車競走の実施に必要な者を養成し、又は訓練すること。
- (9) 選手の褒賞を行うこと。
- (10) 競輪及び小型自動車競走の振興、国際化及び効率的な実施のための施策の調査研究、企画立案並びに総合調整を行うこと。
- (11) 競輪その他自転車競技及び小型自動車競走に関する広報宣伝を行うこと。
- (12) 自転車競技法第16条第1項各号及び小型自動車競走法第20条第1項各号の規定による交付金の受入れを行うこと。

- (13) 自転車競技法第40条に規定する競輪事業を行うこと。
- (14) 自転車競技スポーツの競技者の養成及び愛好家層の拡大並びに自転車競技スポーツの普及及び振興に関する事業を行うこと。
- (15) 競輪の情報システムに関する事業を行うこと。
- (16) 前各号に掲げるもののほか、本財団の目的を達成するために必要な事業。

2. 主たる事務所及び従たる事務所の所在地

(1) 主たる事務所

〒108-8206 東京都港区港南一丁目2番70号 品川シーズンテラス25階

(2) 従たる事務所

(伊豆事業所) 〒410-2402 静岡県伊豆市大野1827番地

3. 役員の定数並びに役員ごとの氏名、役職、任期及び経歴(2019年3月31日現在)

役職	定数	氏名及び任期	経歴
会長	1人	笹部 俊雄	(財)JKA 機械工業振興グループ長
		2017. 6. 26 ～就任後2年以内に終了する事業年度の うち最終のものに関する定時評議員会 (2019年6月頃開催予定)の終結の時	
専務 理事	1人	渡邊 実	(公財)JKA 審議役
		2017. 6. 26 ～就任後2年以内に終了する事業年度の うち最終のものに関する定時評議員会 (2019年6月頃開催予定)の終結の時	
執行 理事	12人 以内	松川 明弘	(公財)JKA 事務局長
		2017. 6. 26 ～就任後2年以内に終了する事業年度の うち最終のものに関する定時評議員会 (2019年6月頃開催予定)の終結の時	
		木戸 寛	(公財)JKA競輪業務部長
		2017. 6. 26 ～就任後2年以内に終了する事業年度の うち最終のものに関する定時評議員会 (2019年6月頃開催予定)の終結の時	
福島 厚	(財)JKA総務グループ長		
		2017. 6. 26 ～就任後2年以内に終了する事業年度の うち最終のものに関する定時評議員会 (2019年6月頃開催予定)の終結の時	

役職	定数	氏名及び任期	経歴
		白仁田 洋介 2017. 6. 26 ～就任後2年以内に終了する事業年度の うち最終のものに関する定時評議員会 (2019年6月頃開催予定)の終結の時	(公財)JKA 競輪情報シ ステム部部长(システム 運用担当)
		大胡田 泰隆 2017. 6. 26 ～就任後2年以内に終了する事業年度の うち最終のものに関する定時評議員会 (2019年6月頃開催予定)の終結の時	(公財)JKA南関東地区 本部総務部部长
		川島 聡 2017. 6. 26 ～就任後2年以内に終了する事業年度の うち最終のものに関する定時評議員会 (2019年6月頃開催予定)の終結の時	(公財)JKAオートレース 事業部长
		森川 修 2017. 6. 26 ～就任後2年以内に終了する事業年度の うち最終のものに関する定時評議員会 (2019年6月頃開催予定)の終結の時	(公財)JKA 中日本地区 本部近畿支部 管理部 長・自衛警備隊本部长事 務取扱
		長谷川 崇 2017. 6. 26 ～就任後2年以内に終了する事業年度の うち最終のものに関する定時評議員会 (2019年6月頃開催予定)の終結の時	(公財)JKA 中日本地区 本部中部支部 管理部 長
		津田 克仁 2017. 6. 26 ～就任後2年以内に終了する事業年度の うち最終のものに関する定時評議員会 (2019年6月頃開催予定)の終結の時	(公財)JKA 西日本地区 本部九州支部 競技部 長
		鈴木 賢三 2017. 6. 26 ～就任後2年以内に終了する事業年度の うち最終のものに関する定時評議員会 (2019年6月頃開催予定)の終結の時	(株)車両スポーツ映像常 務取締役
		野村 裕 2017. 6. 26 ～就任後2年以内に終了する事業年度の うち最終のものに関する定時評議員会 (2019年6月頃開催予定)の終結の時	(公財)日本自転車競技会 監事
監事	1人 以上 4人 以内		

4. 職員数

610名(2019年3月31日現在)

5. 沿革

1948年11月	社団法人自転車振興会連合会(特殊法人日本自転車振興会の前身)設立
1950年8月	社団法人全国小型自動車競走会連合会(特殊法人日本小型自動車振興会の前身)設立
1957年10月	特殊法人日本自転車振興会設立
1962年10月	特殊法人日本小型自動車振興会設立
2007年8月	財団法人日本競輪財団設立
2007年10月	特殊法人日本自転車振興会は解散し、競輪振興法人として指定を受けた財団法人日本競輪財団が特殊法人日本自転車振興会の業務等を承継するとともに財団法人日本自転車振興会に改称
2008年4月	特殊法人日本小型自動車振興会は解散し、小型自動車競走振興法人として指定を受けた財団法人日本自転車振興会が特殊法人日本小型自動車振興会の業務等を承継するとともに財団法人JKAに改称
2013年4月	公益財団法人としての認定を受け、公益財団法人JKAに改称
2014年2月	競技実施法人として経済産業大臣の指定を受ける
2014年3月	合併に伴う変更に係る事項について内閣総理大臣の認定を受ける
2014年4月	公益財団法人日本自転車競技会及び公益財団法人車両情報センターと合併

6. 評議員会の構成員の氏名(2019年3月31日現在)

安西 孝之	公益財団法人日本ゴルフ協会名誉会長
酒井真喜子	特定非営利活動法人国連ウィメン日本協会理事長
高橋 通子	株式会社ル・ベルソー代表取締役
竹田 恆和	公益財団法人日本オリンピック委員会会長
堀田 力	公益財団法人さわやか福祉財団会長
設楽 淳子	株式会社ジェイズヒート プロデューサー
長友 貴樹	調布市長(東京都十一市競輪事業組合管理者)
林 辰夫	UCI(国際自転車競技連合)公認国際コミセール
横山 和夫	横山公認会計士事務所会長
田中 英彦	学校法人岩崎学園理事
安田 浩	東京電機大学 学長

II 事業の実施状況

第1部 競輪収益による補助事業

1. 競輪収益による機械振興

(1)2018年度実施概要

2018年度補助事業については、補助事業審査・評価委員会のもと「2018年度補助方針」、
「補助事業審査・評価マニュアル」に基づく審査を行い、広く社会への貢献に資する事業の採否に
関し審議した結果、自転車、小型自動車その他の機械の振興に関する事業については、170件、
19.3億円(前年度132件、17.1億円)の補助金の交付決定を行った。

2019年度補助事業については、PDCAサイクルの一環である2016年度補助事業評価等に基
づき、補助事業審査・評価委員会において審議を行い、対象事業の概要の改定、上限金額等の改
正を含む「2019年度補助方針」を策定し、補助事業者の募集を実施した。

(2)機械振興補助事業の実施

①振興事業補助

振興事業補助として、88件、13.8億円の交付決定を行った。

②研究補助

計82件、5.5億円の交付決定を行った。

内訳としては、機械振興に資する研究事業のうち、研究者による個別研究に33件、1.6億円、
若手研究に14件、0.3億円、開発研究に4件、0.5億円、複数年研究に31件、3.1億円の交
付決定を行った。

③緊急支援事業

緊急的な対応を必要とする事業への支援については、要望はなかった。

(3)機械振興補助事業審査・評価委員会

①機械振興補助事業審査・評価委員会

補助事業審査・評価委員会については、機械振興補助事業審査・評価委員会を4回開催し、2
019年度の補助方針の策定及び補助事業の審査・評価について、審議を行った。

②研究補助研究部会

2019年度研究補助について迅速かつ適正に実施するため、事務局にて技術動向等の視点で
検討、チェックの後「研究補助研究部会」において審査を行い、研究部会案を審査・評価委員会に
附議した。

また、2018年度複数年研究事業の継続に関する承認を行い、審査・評価委員会に報告を行っ
た。

(4)機械振興補助事業に関する情報発信の強化

①情報発信の拡充

補助事業の情報発信については、従来の方法を参考に、社会に対する補助事業の周知及び要
望数の増加を図るため、下記の方法により実施した。

ア. 補助事業ホームページ

イ. TV(レギュラー)CM

- ウ. ラジオ(レギュラー)CM
- エ. 新聞・雑誌広告
- オ. WEB広告
- カ. メール配信(機械学会員等)
- キ. 大学等の潜在的な補助対象者へのアプローチ(説明会等)

②情報の公開

補助事業ホームページにおいて、「機械振興補助事業審査・評価委員会」の開催日を告知した。

③インターネット申請

2016年度に導入した新システムについて、事業者の利便性向上を図る機能強化・追加を行い、2019年度事業の要望受付を行った。

(5)機械振興補助事業の調査・評価

①補助事業完了後における調査及び補助金の額の確定

ア. 確定調査

2016年度から2018年度に実施された補助事業を対象に、計127件(内訳:2016年度事業実施分22件、2017年度事業実施分97件、2018年度事業実施分8件)について確定調査を行った。

イ. 補助金額の確定

2016年度から2018年度に実施された補助事業を対象に、計127件(内訳:2016年度事業実施分22件、2017年度事業実施分97件、2018年度事業実施分8件)について補助金の額の確定を行った。

②補助事業の評価

ア. JKA評価

補助事業者による自己評価を受けて、審査・評価マニュアルに基づき、2016年度補助事業に対してJKA評価を行った。

イ. 補助事業全体の評価

2016年度補助事業の補助事業全体の評価をとりまとめ、補助事業審査・評価委員会評価作業部会へ報告・承認を受けたのち補助事業ホームページに掲載した。

ウ. 利用状況等調査

JKA補助事業評価の実施に伴う評価資料を拡充・補完するため、利用状況等調査を実施し、その結果を分野別にまとめて補助事業ホームページに掲載した。

エ. 成果発表

評価の一環として、機械振興補助事業審査・評価委員会において、補助事業者による補助事業の成果発表を1件行った。

③補助事業審査・評価委員会評価作業部会

PDCAサイクルによってJKA補助事業全体を改善するため、2016年度事業全体の評価の結果を踏まえ、2019年度の補助方針の見直しの方向性について議論を行った。

2. 競輪収益による公益事業振興

(1) 2018年度実施概要

2018年度補助事業については、補助事業審査・評価委員会のもと「2018年度補助方針」、
「補助事業審査・評価マニュアル」に基づく審査を行い、広く社会への貢献に資する事業の採否に
関し審議した結果、体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に関する事業について
は、194件、25.2億円(前年度208件、26.6億円)の補助金の交付決定を行った。

2019年度補助事業については、PDCAサイクルの一環である2016年度補助事業評価等に基
づき、補助事業審査・評価委員会において審議を行い、対象事業の概要の改定、補助率及び上限
金額等の改正を含む「2019年度補助方針」を策定し、補助事業者の募集を実施した。

(2) 公益事業振興補助事業の実施

①公益の増進

計111件、19.3億円の交付決定を行った。

内訳としては、自転車・モーターサイクルの普及等の活動に33件、7.8億円、社会環境の整備
等に7件、2.8億円、国際交流の推進等に7件、0.4億円、スポーツの推進等に11件、1.6億
円、医療・公衆衛生に資する活動に21件、4.4億円、文教・社会環境の整備等に24件、2.2億
円、新世紀未来創造プロジェクトに8件、0.1億円の交付決定を行った。

②社会福祉の増進

計80件、6.0億円の交付決定を行った。

内訳としては、児童・高齢者・障害者の方々々が幸せに暮らせる活動に32件、3.7億円、地域共
生型社会支援事業に1件、0.1億円、幸せに暮らせる社会を創る活動や車両・機器整備等の整
備活動に47件、2.2億円の交付決定を行った。

③東日本大震災復興支援事業

東日本大震災・2016年熊本地震の復興支援に貢献する活動に3件、0.1億円の交付決定を
行った。

④研究補助

研究補助については、2件の要望があったが、交付決定には至らなかった。

⑤非常災害の援護

日本赤十字社からあった補助交付要望に対して1.3億円の交付決定を行った。

⑥緊急的な対応を必要とする事業への支援

緊急的な対応を必要とする事業への支援については、対象となる事業はなかった。

(3) 公益事業振興補助事業審査・評価委員会

補助事業審査・評価委員会については、公益事業振興補助事業審査・評価委員会を4回開催し、
2019年度の補助方針の策定及び補助事業の審査・評価について、審議を行った。

(4) 公益事業振興補助事業に関する情報発信の強化

①情報発信の拡充

補助事業の情報発信については、従来の方法を参考に、社会に対する補助事業の周知及び要
望数の増加を図るため、下記の方法により実施した。

- ア. 補助事業ホームページ
- イ. TV(レギュラー)CM
- ウ. ラジオ(レギュラー)CM
- エ. 新聞・雑誌広告
- オ. WEB広告

②情報の公開

補助事業ホームページにおいて、「公益事業振興補助事業審査・評価委員会」の開催日を告知した。

また、「補助事業の概要」及び「事業成果」を公開した。

③インターネット申請

2016年度に導入した新システムについて、事業者の利便性向上を図る機能強化・追加を行い、2019年度事業の要望受付を行った。

(5)公益事業振興補助事業の調査・評価

①補助事業完了後における調査及び補助金の額の確定

ア. 確定調査

2017年度から2018年度に実施された補助事業を対象に、計183件(内訳:2017年度事業実施分121件、2018年度事業実施分62件)について確定調査を行った。

イ. 補助金額の確定

2017年度から2018年度に実施された補助事業を対象に、計183件(内訳:2017年度事業実施分121件、2018年度事業実施分62件)について補助金の額の確定を行った。

②補助事業の評価

ア. JKA評価

補助事業者による自己評価を受けて、審査・評価マニュアルに基づき、2016年度補助事業に対してJKA評価を行った。

イ. 補助事業全体の評価

2016年度補助事業の補助事業全体の評価をとりまとめ、補助事業審査・評価委員会評価作業部会へ報告・承認を受けたのち補助事業ホームページに掲載した。

ウ. 利用状況等調査

JKA補助事業評価の実施に伴う評価資料を拡充・補完するため、利用状況等調査を実施した。また、その結果を分野別にまとめて補助事業ホームページに掲載した。

エ. 成果発表

評価の一環として、公益事業振興補助事業審査・評価委員会及び補助事業審査・評価委員会評価作業部会において、補助事業者による補助事業の成果発表を1件行った。

③補助事業審査・評価委員会評価作業部会

PDCAサイクルによってJKA補助事業全体を改善するため、2016年度事業全体の評価の結果を踏まえ、2019年度の補助方針の見直しの方向性について議論を行った。

第2部 競輪運営支援業務

1. 競輪の振興、国際化及び効率的な実施のための施策の調査研究、企画立案並びに総合調整

(1) お客様目線で充実を図る施策

① お客様のライフスタイルに合わせた開催の実施

2018年11月の「第60回競輪祭」において、GⅠでは初となるナイト開催を実施したほか、GⅢナイト開催を2018年度は2017年度から2節増やして計4節(函館2節・川崎2節)実施した。

ミッドナイト競輪については、開催日数が2017年度123節369日から2018年度は162節486日まで増えたことにより競合開催も110日増加した。スポーツ新聞WEBサイトにおける出走表掲載および夕刊スポーツ新聞への出走表掲載事業等を行い、2018年度ミッドナイト競輪売上は合計額で715.5億円、対前年比124.6%となった。

モーニング競輪についても開催日数が2017年度31節93日から2018年度は53節159日に増えたことにより、車券売上は合計額で88.9億円、対前年比200.2%となった。

② 開催枠組み等関連諸制度の検討

各地区の日取調整会議に出席し、月毎の開催節数の調整や選手出場あっせん状況の説明に加え、土日祝開催の増加が進むよう調整を行ったほか、グレードレースのナイト開催についての結果分析を行った。

なお、発走時刻全国調整については、特定のFⅠ開催について競輪施行者と連携して実施した。さらに、開催日程の平準化に向けて、専門知識を有した人材による分析調査を実施した。

(2) 迫力ある競走の提供・競輪のグローバル化を目指す施策

① ガールズケイリン

ガールズケイリンの開催節数は、2017年度189節から2018年度204節に増加した。このうち新たに「第60回競輪祭」(GⅠ)および函館並びに川崎のGⅢのナイト開催においてガールズケイリンのレースを実施した。

また、登録選手数については2017年度の94名から2018年度は111名に増加した。さらに、今後もガールズケイリンレース及びガールズ新人選手について、お客様の興味を高めるため2019年4月の「ガールズフレッシュクイーンレース」を新設することとした。

また、「けいりんマルシェ」やガールズケイリン情報配信サイトなどにおいてガールズケイリンの魅力を発信しPRを行った。

なお、円滑な開催の実現のため、日取調整会議において選手の稼働率等を勘案した開催日程の助言を行った。

② KEIRIN EVOLUTION(ケイリン エボリューション)

KEIRIN EVOLUTIONについてはGⅢ最終日を中心に実施(2018年度は9開催)し、新規のお客様にもわかりやすいように短期登録選手を積極的にあっせんした。

2019年度においては、新設レースとして短期登録の外国人選手と日本人選手によるワールドエボリューショントーナメント競走を7月に川崎競輪場、8月に和歌山競輪場においてそれぞれ開催することを決定した。

③ 短期登録制度による競輪の活性化

現在世界のトラック競技で活躍している選手を中心に男子6選手を2018年5月から10月までの6か月間、女子5選手を5月から6月にかけて、国内の競輪に参加させた。男子選手についてはK

EIRIN EVOLUTIONについても積極的に参加させた。女子選手はガールズケイリン4開催に2選手ずつ参加させ、各選手が単独での参加となる開催を1開催行った。

なお、日韓対抗競輪は開催されなかった。

④世界を目指す選手の強化事業への協力

公益財団法人日本自転車競技連盟やハイパフォーマンスセンター、ナショナルトレーニングセンターである一般財団法人サイクルスポーツセンターと連携、協力し、トラック競技ナショナルチームのトレーニング環境整備を行った。この結果、日本自転車トラック競技チームは、過去にないメダル獲得数を記録した。

さらに、日本競輪学校(2019年5月より日本競輪選手養成所へ名称変更。本報告書は2018年度のものであるため、2018年度時の名称で記載。以下同じ。)生徒の訓練においても、伊豆ペロドロームを積極的に活用しトーナメント競走を行った。あわせて、有望な生徒については外国人コーチによるトレーニングプログラムに参加させた。

⑤訪日外国人への対応

増加傾向にある外国人観光客及び日本に居住する外国人の競輪場来場者のために外国語版(英語)パンフレットを、各競輪場及び各場外車券売場に配布した。必要に応じて、競輪施行者等に外国語版(英語、韓国語、中国語)の競輪用パンフレットを送付した。

また、施設調査時に各競輪場・場外車券売場における訪日外国人向けの取組状況についてヒアリングを実施し、状況把握(各競輪場、場外車券売場の場内サイン多言語化などの対応状況)を行うとともに、競輪場、場外車券売場(2か所)において、所在地の特性を生かした外国人に向けた受け入れ体制を視察した。

(3)競輪施行者等との連携強化

ミッドナイト競輪開催施行者との協業事業としてスポーツ新聞WEBサイトにおける出走表掲載およびタ刊スポーツ新聞への出走表掲載事業によって、お客様に対して充実した情報提供等を実施し、連携の強化を図った。

また、競輪施行者と連携して大型商業施設やBリーグ・アルバルク東京とのコラボイベントを実施するとともに、民間ポータルサイトと連携してガールズケイリン選手による始球式イベント(ヤフオクドーム)、関西コレクション、ばんえい競馬コラボイベント等を実施したほか、場外車券売場とも連携して、GPシリーズにおける来場促進のイベントを実施した。

一方で、ギャンブル等依存症対策については、2017年度に引き続き、注意喚起の標語「競輪は適度に楽しみましょう。車券の購入は20歳になってから。」を競輪施行者等と連携してポスターやテレビCM、HP、新聞・雑誌広告に記載する等の対応を実施し、HPで相談窓口の案内等を実施した。

(4)その他調査研究等

①競輪活性化のための調査研究

ア. グレードレースのナイトー開催に関する調査

グレードレースのナイトー開催を中心としたお客様のニーズ調査及び売上要因に関する調査により若年層・中年層のナイトー開催への来場傾向が高いことが確認され、それに伴い2019年度はGⅠナイトー1開催、GⅢナイトー4開催を実施することが決定した。

イ. ロードレースファンに対する調査

自転車ロードレースファンへの競輪、ガールズケイリンの認知度を向上させるため、「ジャパンカップサイクルードレース」のクリテリウムレースにスペシャルチーム(渡辺正光選手・福田真平選手が参戦)を出場させるとともに、ガールズケイリン選手もエキシビジョンとしてのクリテリウムレースに出場させた。また、イベントブースを出展し、スマートフォンを用いた模擬投票を観客に体験してもらい、ロードレースファンの競輪に対する興味向上を図ったほか、「2018ツアー・オブ・ジャパン 第7ステージ・伊豆」において、自転車トラック競技及び短期登録選手のPRとして、サイン会及び写真撮影会を実施した。

ウ. 新しい競輪の調査研究

屋内板張り250mトラックでの新規競輪実施に向け、JKA経営戦略・業務評価部内にJKA250プロジェクトを設置し、関係団体も交えた250開催作業部会において新規競輪についての詳細を検討するとともに、競輪活性化委員会等に報告した。

また、競技運営・施設面での具体的課題の把握、新しい競輪の演出方法の研究のため、実際に観客を入れたトラック競技イベントである「TRACK PARTY 2018」を伊豆ベロドロームにて2回開催した。

さらに新規競輪の課題抽出のため、第1回250開催テストレースを南関東地区の競輪選手12名、競輪学校生徒の協力のもと1月に伊豆ベロドロームにて実施した。

②国際自転車トラック競技支援競輪

競輪選手を中心とした国内の自転車トラック競技者を支援することを目的とした「国際自転車トラック競技支援競輪」を取手競輪場(4日制)、防府競輪場(3日制)で実施した。これに伴う事前PRや場内イベント等に係る支援を行った。

また、国際自転車トラック競技支援競輪に係る拠出金に関して関係団体と協調して、自転車競技の活動拠点となっているハイパフォーマンスセンターや ナショナルチームとして自転車競技で活躍する競輪選手等への支援を国際自転車トラック競技支援競輪運営委員会で決定した。

③自転車競技者・競輪選手志望者の拡大

ジュニア層を含む女子自転車競技者の裾野拡大、競技力の向上を図ることを目的として「GIRL'S SUMMER CAMP2018」及び「GIRL'S HIGH SCHOOL CAMP」を実施したほか、要望の多かった地方での短期間のガールズキャンプを「ガールズサテライトキャンプ」として広島競輪場で実施した。さらに、2017年度まで女子自転車競技の露出拡大や、女子競技者の訓練成果の発露に貢献するため高校総体での女子エキシビジョンレースを実施してきたが、今までの支援が実を結び、女子種目が正式種目となったため、今年度においてはライブ中継等の支援を行うことで高校総体レースの露出拡大に協力した。

また、日本競輪学校への入学希望者の養成業務を各地区本部で実施するとともに、「ペダリングパワーチャレンジ」を全国5か所で実施した。さらに、体育大学の学生を対象としたスポンビ合同就職セミナーに参加し、競輪選手が職業の選択肢の1つであることをアピールした。

2. 競輪その他自転車競技に関する広報宣伝

(1)効果的かつ効率的な広報事業の展開

①各種メディアを活用したPR

ア. テレビ局等を活用したPR

中継番組の制作・放送(地上波・BS)、番組提供(CM放送)の実施及びパブリシティを通じ競輪、自転車競技及び補助事業の認知拡大を図った。

イ. インターネットを活用したPR

インターネット上において、公営競技に興味あるユーザーに対しグレードレース開催等についてのターゲティング広告を実施した。

ウ. スポーツ紙を活用したPR

スポーツ紙による競輪PR事業については、特別競輪だけでなくF I、ナイター、ミッドナイト競輪、ガールズケイリン等、幅広い開催を対象に全国的に掲載紙面を拡大して実施した。

エ. 地方紙を活用したPR

本場来場者の増加と認知向上を図るため、特別競輪等開催地域で発行される地方紙を中心に開催告知広告を掲載した。

また、自転車競技の世界選手権等での日本人選手の活躍を出身地のメディアに情報提供し、2018年10月ワールドカップで金メダルを獲得した脇本雄太選手(福井県)及び、2019年2月世界選手権で銀メダルを獲得した新田祐大選手(福島県)等について、それぞれ報道された。

オ. 新聞社等を活用したPR

特別競輪等の開催に合わせて、取材記者対応、新聞社の表敬訪問、通信社を利用した記事配信を行った。

カ. 雑誌等を活用したPR

特別競輪等の開催に合わせて、開催場を中心としてエリア内の競輪場及びオートレース場の紹介と開催場周辺の観光スポットを特集した無料のガイドブックを製作し、開催場のエリア内鉄道駅などで配布を行った。

②特別競輪等の統一PR

ア. 2018年度特別競輪等の統一PR

2018年度特別競輪等における広報宣統一事業については、2018年度特別競輪等広報宣伝実施計画に基づき、各特別競輪等開催施行者及び公益社団法人全国競輪施行者協議会と協力して実施した。

イ. 2019年度特別競輪等の統一PR

2019年度特別競輪等における広報宣統一事業については、2019年度特別競輪等開催施行者等広報宣伝会議において広報宣伝事業計画を策定した。

③新規施策の広報宣伝

新規施策である2018年11月のナイターG I「第60回競輪祭」、2019年1月からの「GⅢ概定番組改正」等について、スポーツ紙を中心に編集記事拡充を実施し、既存のお客様への情報周知と新たなお客様の獲得を図った。

ガールズケイリンについては、上記競輪祭期間中に実施された「ガールズGPTトライアル」や2019年4月に初めて開催される「ガールズフレッシュクイーンレース」等を中心にスポーツ紙やWEB媒体で開催告知等を実施し、新たなお客様の獲得を図った。

また、伊豆ペロドロームで2018年5月と10月に実施されたサイクルイベント「TRACK PARTY 2018」については、スポーツ紙及び静岡県の媒体を中心に告知し来場促進を行った。

④情報提供の充実

ア. ホームページを活用した情報提供の充実

「KEIRIN. JP」及び「月刊競輪WEB」において、お客様の購買意欲を高めるためレース展望や注目選手情報を配信した。また初心者向け情報サイト「けいりんマルシェ」では、ビジュアルを重視したコンテンツで新規のお客様の誘因を図り、定期的にターゲティング広告を活用したプレゼントキャンペーンを実施することで競輪への興味喚起を図った。

イ. 専門紙を活用した情報提供の充実

GP・G I・G II 開催において、お客様への情報提供の充実のため、全国のコンビニエンスストアに設置してあるマルチコピー機から、一部レースの専門紙を無料で取り出せるサービスを実施した。

⑤2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたイメージ作り

自転車競技情報配信サイトとして立ち上げた「MoreCADENCE」は定期的にPVアップキャンペーンを実施したことなどにより順調にPV数を増やしコンスタントに毎月20万PVを超えるようになった。

2019シーズンでは、ワールドカップフランス大会(10月)で脇本雄太選手がケイリン金メダル、ドイツ大会(12月)で小林優香選手がケイリン銅メダル、ニュージーランド大会(1月)で新田祐大選手がケイリンで銅メダルを獲得、同じく香港大会(1月)で太田りゆ選手、河端朋之選手がケイリンで銀メダル、雨谷一樹選手・新田祐大選手・深谷知広選手がチームスプリントで銀メダルを獲得、2月に行われた世界選手権では新田祐大選手がケイリンで銀メダルを獲得した。メダル獲得の情報は、各種メディアで取り上げられた。また、横断幕及びポスターの制作を行い競輪場及び伊豆ベロドローム等に掲出し、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への布石となるようPRを行った。

3. 競輪の公正かつ円滑な実施に資する事業

(1) 審判員及び選手の検定及び登録並びに自転車の登録

①審判員の登録

資格検定(身体検査、技能検定、学力検定及び人物検定)については、27名が合格した。

登録については、資格検定に合格した27名を登録した。

登録更新(3年更新)については、登録更新検定を実施し、211名の登録を更新した。

登録の削除については、申請のあった35名について登録を削除した。

(2019年3月31日現在の登録審判員数 667名)

級別認定については、A級審判員9名、新たに審判員登録した27名をC級審判員に、それぞれ認定した。

(2019年3月31日現在のA級審判員数 290名、B級審判員数 237名、C級審判員数 140名)

②選手の登録

資格検定(身体検査、技能検定、学力検定及び人物検定)については、2019年3月に実施し、90名(男子69名、女子21名)が合格した。(男女ともに合格者は2019年5月1日登録)

短期登録選手資格検定については、「短期登録選手制度に関する業務の方法の特例に関する規程」による選手資格検定を男子1回、女子1回実施し、男子3名、女子5名が合格した。

登録については、2018年3月実施の資格検定に合格した、第113回生徒(男子)68名及び第114回生徒(女子)21名、計89名を登録するとともに、短期登録選手資格検定に合格した男子3名、女子5名を短期登録選手として登録した。

登録更新(2年更新)については、申請のあった選手1,145名の登録を更新した。

登録の消除については、申請のあった107名について登録を消除した。

(2019年3月31日現在の登録選手数 2,286名)

③自転車の登録

「先頭固定競走(インターナショナル)により実施する男子競輪選手の競走に関する業務の方法の特例に関する規程」に基づき、KEIRIN EVOLUTIONに出場する選手の自転車について、男子先頭固定競走(インターナショナル)登録自転車として64件を登録し114件を消除した。

スチール製フレームの登録更新(3年更新)については、「競走車安全基準」に基づいて審査を行い、登録を更新した。

(2019年3月31日現在の登録自転車数 35 うち スチール製フレーム 29 カーボン製フレーム 6 ※ 男子先頭固定競走(インターナショナル)登録自転車は含まず)

(2019年3月31日現在のその他自転車数 男子先頭固定競走(インターナショナル)登録自転車64)

(2)検車員、先頭誘導選手及び自転車の部品の認定

①検車員の認定

認定試験(身体検査、技能試験及び学力試験)については、計2回実施し、合計28名が合格した。

認定については、認定試験に合格した28名を認定した。

認定の取消については、申請のあった15名について認定を取消した。

(2019年3月31日現在の認定検車員数794名)

②先頭誘導選手の認定

133名を新たに認定するとともに、735名の認定の更新と126名の認定の取消を行った。

(2019年3月31日現在の先頭誘導選手数 1,629名)

③自転車の部品の認定

自転車の部品の認定に関しては、2件の追加を行った。

(2019年3月31日現在の認定部品数 90点 うち スチール及びカーボン製フレームに使用できる部品 78点 カーボン製フレームに使用できる部品 12点)

(3)競輪の実施方法を定めることに関する事業

①審判業務

審判業務の適正・円滑な運営及び審判判定の統一に資することを目的とした、中央判定調整会議幹事会を開催し、判定基準の見直し等について審議を行い、競技規則等の一部改正(第11条、第55条の2、第58条、第59条)について取りまとめた。また、業務の標準化を図るために策定された全国統一の「審判業務の作業手順」の順守を徹底した。

②選手管理業務

選手管理部会等において、競輪の実施に関する諸問題の解決及び具現化を図り、選手管理業

務の適正・円滑な実施に資するため、中央会議における決定事項等の再確認を行った。また、約款の解釈等に関する対応、中途欠場者及び直前欠場者のとりまとめを実施するとともに、欠場防止策の運用等を行った。

③番組編成業務

番組編成部門については、特別競輪等開催時(一部4日制開催を除く)に開催現場に赴き、勝ち上がり等の確認作業を行った。また、番組編成部会等を通じ、番組編成担当者から、お客様に満足していただける番組の提供等について意見交換を実施し、興味ある番組の提供を行った。

④検車業務

ア. 検車部会

検車部会等において、競輪の検車に関する諸問題の解決及び具現化を図るとともに、検車業務の標準化を図るため、新型の検車治具の検討を実施し、仕様を取りまとめた。

イ. 自転車の検査

競輪競走に使用されている自転車が「スチール製フレーム製造提要」に適合しているかどうか、競輪場において検査を行った。

(4)選手の出場あっせん及び級班の決定

①選手の出場あっせん

全国の開催状況、場外協力状況、競輪施行者のあっせん希望を勘案しつつ、全体のバランスを考えてあっせんを行った。なお、他開催競合状況や場外発売数を勘案しつつ、多くのお客様が来場する開催については若手の注目選手等のあっせんを積極的に行った。

特に多くの場外車券売場で発売されるF I 開催(カップ戦・冠レース)については、重点あっせんとして位置付け、お客様に喜ばれる若手の注目選手や実力のある人気選手等のあっせんを積極的に行った。

②選手の級班の決定

選手の級班については、2018年1月から12月に行われた競走で各選手が取得する競走得点について、審査期(6か月間)における各選手の付与状況を把握するとともに、競走中における身体損傷等を事象ごとに精査し、特例適用の有無を級班決定特例審査委員会において審議し、最終的に級班を決定する評価点を算出することにより、審査期における級班を決定した。

(5)開催執務員及び選手の養成及び訓練

①開催執務員の養成及び訓練

ア. 養成

審判員養成及び検車員養成については、新たに審判員の資格取得及び検車員の認定を受けようとする27名に対し、日本競輪学校でのスクーリング等約6か月間の教育を行った。

イ. 訓練

新たに審判長となる職員に対して、新任審判長研修を行った。なお、2018年9月の第1回の対象者は3名、2019年3月の第2回の対象者は3名であった。

②選手の養成及び訓練

ア. 養成

選手の養成については、2018年5月に入学した第115回生徒(男子)、第116回生徒(女子)

に対し、ナショナルチームのトレーニング理論を踏まえた教育カリキュラムをベースとした訓練を行ったほか、習得した適正走行技術を用い、先行を主体とした全戦法技術習得のための競走訓練の実施や自転車実技、自転車の整備技術、体育、学科の教育を実施し、2019年3月に第115回生徒69名、第116回生徒21名が卒業した。

なお、記録会において、第115回生徒2名が同時にゴールデンキャップを獲得するという成果を上げたほか、訓練への競争意識と向上心を高めるために報奨金制度を新設し、第115回生徒15名、第116回生徒3名に対し報奨金を授与した。

また、日本競輪学校の規程・制度、カリキュラムを抜本的に見直すため、NKG教育再検討研究プロジェクトを発足し、科学的トレーニングの推進といった教育改革を実施することとなった。

各公営競技の教育に関する調査研究としては、2018年11月に日本中央競馬会競馬学校において公営競技教育担当者会議を開催し、他公営競技教育担当者と意見交換を行った。

日本競輪学校を含めた伊豆事業所全体の施設改修については、2019年1月に開催した伊豆事業所施設改修委員会において、基本構想策定のために専門的な知識・スキルを持つコンサルタントにサポートを依頼することを決定した。

イ. 訓練

登録を更新する選手を対象に、競輪の公正確保と競技秩序の確立を図るため「自転車競走競技規則」の順守とモラルの向上を主眼とした落車事故の防止、交通事故等の事例を踏まえた生活全般の指導、アンチ・ドーピングについての啓発、SNS等の情報発信の内容についての注意喚起を行い、社会的地位向上のための教育指導を行った。

また、選手の果たすべき責任と役割、関係諸規則の順守、適正走行の維持励行を共通指導事項とする一般社団法人日本競輪選手会(以下「日競選」という。)が行う技能訓練、新人教育訓練、特別指導訓練等の事業に対し助成を行うとともに、競輪の公正安全を徹底するために新人選手教育訓練及び特別指導訓練において講義を行った。

さらに、デビュー2年目を迎えた女子選手(第112回生)に対してフィジカル・メンタル両面の強化を目的とした訓練を今年度より初めて行った。

ウ. 生徒募集

競輪選手として将来的に有望な人材を確保するため、第117回生徒及び第118回生徒(女子第9回生徒)の募集にあたっては、優秀な受験者が応募するよう、職業としての競輪選手の魅力を伝えるとともに、インターネット広告を中心に、専用ページの開設、「KEIRIN. JP」のバナー等による告知を行い日本競輪学校の紹介活動をより充実させた。

また、優秀な人材を集めるため、体育系学科を設置している大学での入試説明会の実施、入学募集要項を自転車競技部のある大学及び高校をはじめ、スポーツ強豪校の大学及び高校へ配布した。

第117回生徒入学試験の応募者は前回生に比べ30名、第118回生徒(女子第9回生徒)入学試験の応募者は前回生に比べ11名増加し、特別選抜試験には、1名の応募があった。

(6) 選手の表彰

選手の表彰については、年間において優秀な成績を収めた選手及び顕著な記録を達成した選手の表彰を行った。

①年間競走成績による表彰

2018年の表彰選手の選考については、表彰選手選考委員会において、次のとおり表彰選手を決定した。表彰は、2019年2月14日に都内のホテルで行った。

賞名	選手名	都道府県
最優秀選手賞	三谷 竜生	奈良
優秀選手賞	脇本 雄太	福井
優秀選手賞	浅井 康太	三重
優秀新人選手賞	山崎 賢人	長崎
特別敢闘選手賞	清水 裕友	山口
国際賞	脇本 雄太	福井
国際賞	河端 朋之	岡山
ガールズ最優秀選手賞	児玉 碧衣	福岡
ガールズ優秀選手賞	石井 寛子	東京
国際賞	小林 優香	福岡

②通算成績による表彰

ア. GI 25回連続出場選手

選手名	都道府県	GI名称	表彰
神山 雄一郎	栃木	高松宮記念杯競輪	2018年 6月14日 岸和田競輪場
神山 雄一郎	栃木	寛仁親王牌・世界選手権トーナメント	2018年10月 5日 前橋競輪場

イ. GI 20回連続出場選手

選手名	都道府県	GI名称	表彰
齋藤 登志信	宮城	日本選手権競輪	2018年 5月 1日 平塚競輪場
渡邊 晴智	静岡	高松宮記念杯競輪	2018年 6月14日 岸和田競輪場
村上 義弘	京都	競輪祭	2018年11月20日 小倉競輪場

ウ. 通算勝利数

500勝選手

選手名	都道府県	達成日	表彰
金子 貴志	愛知	2018年 9月17日 高知競輪場	2018年10月 1日 豊橋競輪場
澤田 義和	兵庫	2019年 3月20日 小田原競輪場	2019年 6月 9日 京都向日町競輪場

300勝選手

選手名	都道府県	達成日	表彰
奥井 迪	東京	2019年 1月16日 高知競輪場	2019年 2月10日 立川競輪場
石井 寛子	東京	2019年 2月17日 小倉競輪場	2019年 3月 6日 京王閣競輪場

山原 さくら	高知	2019年 2月22日 大垣競輪場	2019年 4月 7日 高知競輪場
--------	----	----------------------	----------------------

エ. ベスト・ナイン

オールスター競輪ファン投票において、上位9位までに選ばれた選手に対し、次のとおり表彰を行った。

順位	選手名	都道府県	得票数	表彰
1	新田 祐大	福島	14, 368	2018年8月15日 いわき平競輪場
2	平原 康多	埼玉	14, 192	
3	深谷 知広	愛知	12, 406	
4	浅井 康太	三重	11, 914	
5	三谷 竜生	奈良	10, 946	
6	武田 豊樹	茨城	8, 773	
7	村上 義弘	京都	8, 393	
8	渡邊 一成	福島	6, 603	
9	山田 英明	佐賀	4, 398	

(7)事故防止と公正確保

競走において落車を伴う失格行為等があった選手及び違反点数の累積が一定の基準に達した選手に対し、競輪選手出場あっせんをしない処置委員会において審査を行い、あっせんをしない処置(2018年度適用・139件)を講じた。

また、選手出場あっせん規制委員会において不適正な競走を行った選手(2018年度適用・7件)、及び競走外で不適正な行為のあった選手(2018年度適用・3件)に対して、あっせん停止の措置を講じた。

さらに、公正確保の観点から、予防措置として選手に対してコンプライアンスチェックを実施した。

(8)登録選手の身体検査

登録選手の身体検査については、2018年度身体検査を全登録選手を対象に、2019年1月から3月に実施した。

また、身体検査実施方法などについて検討を行うため、中央判定医師会議を開催した。

(9)ドーピング・コントロールへの取組

競輪に出場する選手の薬害からの保護及び競走の公正安全を期することを目的として設置されたドーピング・コントロール実施委員会のもと、世界アンチ・ドーピング機関が定める禁止表に基づくドーピング検査を実施するとともに、治療目的使用に係る除外措置申請への対応を行った。

また、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構への加盟へ向けた調査・検討を行った。

(10)選手共済制度に対する助成

選手共済制度の円滑な実施を図るため、必要な助成を行った。

(11)競輪場、場外車券売場の施設に係る業務

「競輪に係る業務の方法に関する規程第152条」及び年度計画に基づき、定期調査及び特別調査(特別競輪等の開催場に対して実施)を行った。

また、所轄経済産業局からの要請を受けて、施設の設置及び改修について施設関係法令及び通達との適合状況について確認するとともに、所轄経済産業局が行う確認調査に協力した。

新規場外車券売場の設置については、効果的な設置展開に向けて情報収集を行うとともに、場外設置を希望する競輪施行者・設置者へのサポートを行い、「サテライト姫路」(2018年10月18日開設)の開設に協力した。(2019年3月31日現在、場外車券売場数70か所)。

他競技とのコラボ場外については、施設調査時に設置者へのヒアリングを実施し、実態の把握を行った。

4. 交付金の還付

自転車競技法第17条に基づく、2017年度の競輪事業の収支が赤字であった競輪施行者に対する交付金の還付を行った。

5. その他競輪に関する事業

上記以外の競輪に関する業務についても、必要に応じて適宜行った。

第3部 小型自動車競走収益による補助事業

1. 小型自動車競走収益による機械振興

(1)2018年度実施概要

2018年度補助事業については、補助事業審査・評価委員会のもと「2018年度補助方針」、「補助事業審査・評価マニュアル」に基づく審査を行い、広く社会への貢献に資する事業の採否に関し審議した結果、自転車、小型自動車その他の機械の振興に関する事業については、16件、2.6億円(前年度34件、2.9億円)の補助金の交付決定を行った。

2019年度補助事業については、PDCAサイクルの一環である2016年度補助事業評価等に基づき、補助事業審査・評価委員会において審議を行い、対象事業の概要の改定、上限金額等の改正を含む「2019年度補助方針」を策定し、補助事業者の募集を実施した。

(2)機械振興補助事業の実施

①振興事業補助

振興事業補助として、11件、2.4億円の交付決定を行った。

②研究補助

計5件、0.2億円の交付決定を行った。

内訳としては、機械振興に資する研究事業のうち、研究者による個別研究に3件、0.1億円、若手研究に2件、0.1億円の交付決定を行った。

③緊急的な対応を必要とする事業への支援

緊急的な対応を必要とする事業については、要望はなかった。

(3)機械振興補助事業審査・評価委員会

①機械振興補助事業審査・評価委員会

補助事業審査・評価委員会については、機械振興補助事業審査・評価委員会を4回開催し、2019年度の補助方針の策定及び補助事業の審査・評価について、審議を行った。

②研究補助研究部会

2019年度研究補助について迅速かつ適正に実施するため、事務局にて技術動向等の視点で検討、チェックの後「研究補助研究部会」において審査を行い、研究部会案を審査・評価委員会に附議した。

また、2018年度複数年研究事業の継続に関する承認を行い、審査・評価委員会に報告を行った。

(4)機械振興補助事業に関する情報発信の強化

①情報発信の拡充

補助事業の情報発信については、従来の方法を参考に、社会に対する補助事業の周知及び要望数の増加を図るため、下記の方法により実施した。

ア. 補助事業ホームページ

イ. TV(スポット)CM

ウ. ラジオ(レギュラー)CM

エ. 新聞・雑誌広告

オ. WEB広告

カ. メール配信(機械学会員等)

キ. 大学等の潜在的な補助対象者へのアプローチ(説明会等)

②情報の公開

補助事業ホームページにおいて、「機械振興補助事業審査・評価委員会」の開催日を告知した。また、「補助事業の概要」及び「事業成果」を公開した。

2016年度に導入した新システムについて、事業者の利便性向上を図る機能強化・追加を行い、2019年度事業の要望受付を行った。

(5)機械振興補助事業の調査・評価

①補助事業完了後における調査及び補助金の額の確定

ア. 確定調査

2016年度から2018年度に実施された補助事業を対象に、計28件(内訳:2016年度事業実施分10件、2017年度事業実施分18件)について確定調査を行った。

イ. 補助金額の確定

2016年度から2018年度に実施された補助事業を対象に、計28件(内訳:2016年度事業実施分10件、2017年度事業実施分18件)について補助金の額の確定を行った。

②補助事業の評価

ア. JKA評価

補助事業者による自己評価を受けて、審査・評価マニュアルに基づき、2016年度補助事業に対してJKA評価を行った。

イ. 補助事業全体の評価

2016年度補助事業の補助事業全体の評価をとりまとめ、補助事業審査・評価委員会評価作業部会へ報告・承認を受けたのち補助事業ホームページに掲載した。

ウ. 利用状況等調査

JKA補助事業評価の実施に伴う評価資料を拡充・補完するため、利用状況等調査を実施した。また、その結果を分野別にまとめて補助事業ホームページに掲載した。

エ. 成果発表

評価の一環として、機械振興補助事業審査・評価委員会及び補助事業審査・評価委員会評価作業部会において、補助事業者による補助事業の成果発表を1件行った。

③補助事業審査・評価委員会評価作業部会

PDCAサイクルによってJKA補助事業全体を改善するため、2016年度事業全体の評価の結果を踏まえ、2019年度の補助方針の見直しの方向性について議論を行った。

2. 小型自動車競走収益による公益事業振興

(1)2018年度実施概要

2018年度補助事業については、補助事業審査・評価委員会のもと「2018年度補助方針」、「補助事業審査・評価マニュアル」に基づく審査を行い、広く社会への貢献に資する事業の採否に関し審議した結果、体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に関する事業については、19件、1.4億円(前年度21件、1.4億円)の補助金の交付決定を行った。

2019年度補助事業については、PDCAサイクルの一環である2016年度補助事業評価等に基づき、補助事業審査・評価委員会において審議を行い、対象事業の概要の改定、補助率及び上限金額等の改正を含む「2019年度補助方針」を策定し、補助事業者の募集を実施した。

(2)補助事業の実施

①公益の増進

計5件、0.3億円の交付決定を行った。

内訳としては、自転車・モーターサイクルの普及等の活動、スポーツの推進等に2件、0.1億円、文教・社会環境の整備等に1件、0.1億円、新世紀未来創造プロジェクトに2件、0.1億円の交付決定を行った。

②社会福祉の増進

計14件、1.1億円の交付決定を行った。

内訳としては、児童・高齢者・障害者の方々が幸せに暮らせる活動に4件、1.0億円、幸せに暮らせる社会を創る活動や車両・機器整備等の整備活動に10件、0.1億円の交付決定を行った。

③東日本大震災復興支援事業

東日本大震災・2016年熊本地震の復興支援事業については、対象となる事業はなかった。

④研究補助

研究補助については、2件の要望があったが、交付決定には至らなかった。

⑤非常災害の援護

非常災害の援護については、対象となる事業はなかった。

⑥緊急的な対応を必要とする事業への支援

緊急的な対応を必要とする事業への支援については、要望はなかった。

(3)公益事業振興補助事業審査・評価委員会

補助事業審査・評価委員会については、公益事業振興補助事業審査・評価委員会を4回開催し、2019年度の補助方針の策定及び補助事業の審査・評価について、審議を行った。

(4)公益事業振興補助事業に関する情報発信の強化

①情報発信の拡充

補助事業の情報発信については、従来の方法を参考に、社会に対する補助事業の周知及び要望数の増加を図るため、下記の方法により実施した。

- ア. 補助事業ホームページ
- イ. TV(スポット)CM
- ウ. ラジオ(レギュラー)CM
- エ. 新聞
- オ. WEB広告

②情報の公開

補助事業ホームページにおいて、「公益事業振興補助事業審査・評価委員会」の開催日を告知した。

また、「補助事業の概要」及び「事業成果」を公開した。

③インターネット申請

2016年度に導入した新システムについて、事業者の利便性向上を図る機能強化・追加を行い、2019年度事業の要望受付を行った。

(5)公益事業振興補助事業の調査・評価

①補助事業完了後における調査及び補助金の額の確定

ア. 確定調査

2017年度から2018年度に実施された補助事業を対象に、計14件(内訳:2017年度事業実施分8件、2018年度事業実施分6件)について確定調査を行った。

イ. 補助金の確定

2017年度から2018年度に実施された補助事業を対象に、計14件(内訳:2017年度事業実施分8件、2018年度事業実施分6件)について補助金の額の確定を行った。

②補助事業の評価

ア. JKA評価

補助事業者による自己評価を受けて、審査・評価マニュアルに基づき、2016年度補助事業に対してJKA評価を行った。

イ. 補助事業全体の評価

2016年度補助事業の補助事業全体の評価をとりまとめ、補助事業審査・評価委員会評価作業部会へ報告・承認を受けたのち補助事業ホームページに掲載した。

ウ. 利用状況等調査

JKA補助事業評価の実施に伴う評価資料を拡充・補完するため、利用状況等調査を実施した。また、その結果を分野別にまとめて補助事業ホームページに掲載した。

エ. 成果発表

評価の一環として、公益事業振興補助事業審査・評価委員会及び補助事業審査・評価委員会評価作業部会において、補助事業者による補助事業の成果発表を1件行った。

③補助事業審査・評価委員会評価作業部会

PDCAサイクルによってJKA補助事業全体を改善するため、2016年度事業全体の評価の結果を踏まえ、2019年度の補助方針の見直しの方向性について議論を行った。

第4部 小型自動車競走運営支援事業

1. オートレースの振興及び効率的な実施のための施策の調査研究、企画立案並びに総合調整

(1)5場体制での安定運営及び持続的発展

①5場体制での持続的発展に向けた各種施策の実施

5場体制でのオートレース事業発展のために受託場外発売日数拡大等効率的な開催日程編成及びミッドナイト開催拡充策を柱とした事業運営と各種施策を実行した。2018年度車券売上額は704億円(前年度比106.8%)であり、全5場で前年度の売上額を上回った。

また、小型自動車競走運営協議会及びオートレース経営・成長戦略委員会において今後の事業体制及び各種施策の提案・検討を行った。

②ナイター・ミッドナイト開催の活性化

川口場ナイター開催の活性化を図るため、レース場周辺地域へのポスティング広告、交通広告、インターネット広告を活用しPRを行った。また、LINEクーポンキャンペーンを行い、若者層の来場促進を図ったほか、SNSを活用してインターネット投票の利用促進を図った。

そのほか、飯塚場ミッドナイト開催の活性化を図るため、「AUTORACE. JP」に各種競技情報(PDF新聞、直前予想等)を掲載し、インターネット投票の利用促進を図るとともに、既存のお客様への周知と新規のお客様獲得を目的に全ての開催でターゲティング広告を実施した。また、年末のミッドナイト開催においては同時開催のSGレースとあわせてキャッシュバックキャンペーンの内容を充実させ行い、大晦日では1億円を超える売上となった。

なお、ミッドナイト開催については新たに山陽場において2節7日間試行開催を実施した。

(2)魅力ある競走の提供

①グレードレースの魅力向上

SG「全日本選抜オートレース」の開催時期について、降雪などの影響を考慮し、1月から10月へと移行するよう調整したほか、G I (3開催)・G II (5開催)も開催時期を移行した開催となった。

G II レースにおいて、「ウィナーズカップ」(浜松場)は期別によるツイントーナメント(27期以前VS28期以降)、「若獅子杯争奪戦」(山陽場)は29期以降の若手選手のレース、「レジェンドカップ」(伊勢崎場)は26期以前のベテラン選手のレースと各々の企画内容に沿って協力し開催された。また、G I 「スピード王決定戦」(浜松場)においてグレードレースとしては初となる同姓選手によるレース「鈴木選抜」の実施にも協力し、多数のメディアに紹介されオートレースの認知度向上が図られた。

②興味ある企画レースの実施

オートレース史上初となる女子選手8名による「ガールズドリーム戦」(浜松場)の実施に協力したほか、「第33期新人王決定戦」(飯塚場)、「東日本3地区対抗戦」(川口場・浜松場)、「夢のイケメンレース」(浜松場)、「鈴木圭一郎2級車チャレンジ」(浜松場)など趣向を凝らしたレースの実施にも協力した。

③競走ルールの見直し

お客様の信頼を高めるため、わかりやすい競走ルールとすることを目的とし、より迅速かつ的確に判定を行うことを主眼に2019年度から始まるフライング判定装置のシステム更新にあわせて、ビデオカメラ映像の高精細化、審判機器の操作性向上を図ることに協力することとした。

④選手制度の見直し

事業規模に応じた新たな登録審査制度を構築するとともに、必要な規程改正の手続きを行った。

(3) 情報提供の充実と利便性の向上

①電話投票の利便性向上

電話投票の売上と利便性の向上を目的に、オフィシャル電話投票の投票締切時刻を1分延長するよう調整し、2018年7月12日より運用が開始された。民間ポータルサイト各社についても2019年4月1日より締切時刻を1分延長するよう調整を図った。

また、民間ポータルサイト各社を利用する他競技ファンを対象とした新規加入キャンペーンを実施した。さらに、WEBサイト、スマホサイトを活用し、SG開催等でインターネット投票に必要な情報提供(直前予想、PDF新聞等)を行った。

②オートレース中継映像の配信及び放送の実施

民間事業者の映像伝送システムを利用し、レース映像をオートレース場、場外車券売場に配信するとともに、CS放送、CATV、オフィシャルWEBサイト、ニコニコ生放送、スマホアプリでライブ放送を行った。

CS放送に代わる新たな映像配信媒体候補として、YouTubeのインターネット動画配信によるオートレース中継を2019年3月より試行実施を始めた。

また、2019年3月よりスマートスピーカーAmazonEchoを対象にライブ中継サービスを開始し、ICTについて調査研究を行った。

③場外車券売場の設置推進及び活性化

効果的な場外車券売場の設置推進に向けて設置を希望する小型自動車競走施行者・設置者と協力し、設置許可取得までのサポートを行ったことにより、競輪場外車券売場に併設する形で、「オートレースこまつ」(2018年9月29日)、「オートレース西予」(同年9月29日)、「オートレース門川」(2019年2月1日)の計3か所が開設され、売上増加に貢献した。(2019年3月31日現在、場外車券売場数31か所)。あわせて、これら場外車券売場の認知度向上を目的に、トークイベント及びレース予想・解説会を実施するとともに、年末の「KEIRINグランプリ」の抽選会ではSG「スーパースター王座決定戦」の未確定車券引換券を賞品とする競輪・オートレース共同企画イベントを行った。

また、引き続き場外車券売場の設置を推進するため、小型自動車競走施行者と一体となり調査・検討及び情報収集、調整を行ったほか、他公営競技の場外売場との相互発売を推進するため、関係機関から情報収集を行い問題点の整理を行った。

(4) 小型自動車競走施行者等との連携強化

全国小型自動車競走施行者協議会、一般財団法人オートレース振興協会と共に、民間ポータルサイト各社と折衝を行い、基幹システムの運用経費負担について各種調整を行った。

また、インターネット動画配信技術が進歩する中、今後のオートレースCS放送のあり方等諸課題について小型自動車競走施行者と検討を行った。

一方で、ギャンブル等依存症対策については、2017年度に引き続き、注意喚起の標語「オートレースは適度に楽しみましょう。車券の購入は20歳になってから。」を小型自動車競走施行者等と連携してポスターやテレビCM、HP、新聞・雑誌広告に記載する等の対応を実施し、HPで相談窓口の案内等を実施した。

(5) 調査研究事業

① お客様のニーズを商品・販売戦略に活かすための調査研究

オフィシャルWEBサイトにおいて、「オフィシャル電話投票締切1分延長について」「お客様のレース映像視聴メディアについて」「整備情報提供について」のアンケートを実施し、アンケート結果から、お客様の満足度やニーズ、利用状況を把握し、次年度の施策の決定材料として活用した。

② 新しい競走車の開発研究等

ミッドナイト開催の拡大に資するため、電動モーターを搭載した競走車のプロトタイプ開発に向けて、モーター仕様等の開発設計の方向性についての検討を関係者間で重ね、現行競走車フレームに電動モーターを搭載した電動車両の3Dレイアウト設計図を制作した。

2. オートレースに関する広報宣伝

(1) 効果的かつ効率的な広報事業の展開

① 新たなお客様の獲得とファンサービスの実施

WEB広告を実施し、グレードレースの開催告知を行うとともに「AUTORACE. JP」内の初心者用ページへ誘導し、新規ファンの獲得を図った。さらに、モータースポーツファンに対する来場促進策として、筑波サーキットでオートレースブースを出展しPRを実施した。

既存のお客様に対しては、SNSで配信する頻度を上げグレードレースやミッドナイト開催の告知及びレースレポート等の各種情報提供を行い、来場促進及び売上向上を図った。

② 情報提供の充実

「AUTORACE. JP」において、競技情報、キャンペーン情報、イベント情報等を提供し、サービスの充実を図ったほか、選手の情報をSNS、ブログを活用し提供した。また、CMS（WEBサイト管理ツール）を活用してオフィシャルサイトの更新を短時間で実施した。

さらに、360度カメラを使用したレースVR体験映像を制作しイベントで活用した。また、インターネットで複数の場外車券売場を繋いだ予想会等のイベントを行い、オートレース初心者に向けた情報の提供を行った。

③ 選手を活用したイメージアップ

人気選手や女子選手等をメディアへ露出させ話題性を獲得するため、積極的にパブリシティ活動を行いオートレースのPRを行ったほか、場外車券売場及び他公営競技開催場においてトークイベントを実施した。また、選手のプロモーションCMを制作し、「AUTORACE. JP」及びCS放送番組内で放映した。

注目度の高い女子選手においては、ガールズケイリン選手との対談動画を「AUTORACE. JP」及びガールズケイリンサイトで配信したほか、グレードレース7のCM及びポスターの制作、女子選手特設サイト内でのSNS、ブログでの情報配信を行った。

さらに、SGLレース等の特設サイトで主力選手の特集記事及び速報記事を掲載し、露出拡大を図った。

(2)各場の活性化に資するPR

オートレース活性化プロジェクトでは、本財団の各場担当者と、各小型自動車競走施行者、民間事業者等が連携し、売上・入場者の増加、お客様満足度のアップに向けた施策の企画・立案と活動を協力して行った。具体的には、ポケットバイクレース、川口市成人式におけるPRブース(川口場)、キッズバイク教室、伊勢崎オートレースバスツアー(伊勢崎場)、グレードレースにおける電話投票会員用告知DM、FMラジオ局でのグレードレース告知(浜松場)、電話投票マイルキャンペーン、マイル会員の新しいマイルスタンドご招待(飯塚場)、地元名産品の電話投票キャンペーン、場外車券売場での選手イベント(山陽場)を実施した。

3. オートレースの公正かつ円滑な実施に資する事業

(1)審判員及び選手の検定及び登録並びに競走車の登録

①審判員の登録

検定及び登録については、審判員資格検定の申請があった19名に対し同検定を実施し、合格した19名を審判員として登録した。

登録更新については、登録有効期間が満了する審判員69名のうち、登録更新の申請があった69名に対して登録更新検定を実施し、合格した69名の登録を更新した。

登録の削除については、審判員28名の登録を削除した。

(2019年3月31日現在の登録審判員数 183名)

②選手の登録

検定及び登録については、検定の実施がなく登録はなかった。

登録更新については、登録有効期間が満了する選手204名から登録更新の申請があり、全員の登録を更新した。

登録の削除については、登録削除申請があった者8名及び競走成績の審査により成績が不良であった者11名の合計19名の登録を削除した。

(2019年3月31日現在の登録選手数 378名)

③競走車の登録

登録については、所有者から競走車登録検査の申請があった250車に対して同検定を実施し、合格した250車を登録した。

登録更新については、登録有効期間が満了する294車のうち、所有者から登録更新の申請があった268車に対して競走車登録更新検査を実施し、合格した268車の登録を更新した。

登録削除については、削除申請のあった136車及び所有者の削除に伴う50車の計186車の登録を削除した。

(2019年3月31日現在の登録競走車数 1,284台 うち1級車 1,221台 2級車 63台)

(2) 競走車の部品の認定

競走車対策専門委員会を2回開催(書面)し、エンジンアンダーガード(組立式)の開発及び使用承認申請について、KR73型タイヤの製造番号表示変更に係る使用承認申請について審議を行い、競走での使用を承認した。また、旧型のクラッチ(62型ハウジング式)及び変速機(FCC I型及び250型ミッション)の部品認定取消しを行った。

(3) オートレースの実施方法を定めることに関する事業

小型自動車競走開催業務及び小型自動車競走の統一的な運営等を図るため、審判長会議を1回、番組担当者会議を2回開催し、開催現場の実情把握を行うとともに、開催業務部門別の諸課題に対する意見交換を行った。

(4) 選手の出場あっせん及び級別の決定

① 選手の出場あっせん

「選手出場あっせん調整基準」に基づき、各選手の級別稼働日数を勘案し、次のとおり出場あっせんを行った。

なお、ミッドナイト開催については、「ミッドナイト競走の選手出場あっせん等に関する適用基準」に基づき選手あっせんを行った。

SGLレース(SSFを含む)	5節	480名
G I レース	12節	1,152名
G II レース	7節	672名
普通レース	80節	7,680名
ミッドナイト(山陽試行開催含む)	14節	686名
合計	118節	10,670名

② 選手の級別の決定

「選手出場あっせん調整基準」に基づき、期別変更期(6か月間)ごとに競走成績を審査して、選手の級別を決定した。

(5) 審判員及び選手の養成及び訓練等

① 審判員の養成及び訓練等

ア. 養成

審判員志望者19名に対し、審判業務に必要な関係諸法規、審判実務等基本的事項を重点に教育を実施した。

イ. 訓練

登録審判員各々が関係法規及び要領を習熟し、業務の方法の再確認を行い、審判実務の充実を図ることを主眼として、一般財団法人東日本小型自動車競走会伊勢崎支部において審判員地方訓練を1回実施した。

ウ. 審判員の交流及び審判判定研修会

お客様からの信頼向上を得られるよう、SG開催において、開催場以外の審判長及び副審判長を派遣するよう調整し、審判の執務体制の強化が図られ、迅速かつ的確な判定が行われることで全場の判定統一へ繋げた。

また、審判実務の向上を主眼として、審判実務担当者を対象に判定研修会（VTRによる判定演習）を実施し、全場の判定統一に向けた取組を行った。

②選手の養成及び訓練

ア. 養成

2018年3月の第2次試験実施後、選手養成所入所試験委員会の審議結果を経て、20名（内訳：一般男子13名、一般女子5名、特例男子2名）を第2次試験合格者（合否発表：2018年5月29日）とした。その後、合格者20名を第34期選手候補生として、同年9月1日に入所させ、9月11日に入所式を行った上で、新たなスター選手の誕生を目的とした養成訓練を開始（教育期間9ヶ月を予定）した。教育内容は、オートレース選手として必要な知識・技能の修得を主眼とした教育要綱に基づき、特に実技（操縦・整備）面に重点を置いて教育し、9月から2019年2月中旬までは基本教育期間とし、エンジン始動、基本乗車姿勢、コース選定等を主体とした基本操縦技術を習得させた。さらに、2月中旬以降から応用教育期間とし、数車並列、接近等の応用操縦技術を習得させた。また、今期から初となる判別試験を2019年1月30日に実施した。

なお、同年3月末時点での累計走行周回数は6,568周、落車件数は延べ29件である。

また、来期募集に向けては、親和性のある他スポーツ競技を探るため運動生理学の専門家に意見を求めたほか、体育大学やスポーツ強豪校への訪問、全国体育大学就職担当者会議でのPRを行った。加えて、選手養成所のHP開設、2度の養成所見学会を実施したほか、次期募集資料送付予約サイトを開設した。

そのほか、各公営競技の教育に関する調査研究として、2018年11月に日本中央競馬会競馬学校で行われた公営競技教育担当者会議に出席し、各教育担当者と意見交換を行った。

イ. 訓練

登録選手のうち一般社団法人全日本オートレース選手会（以下「全才選」と言う。）の支部役員を対象に公営競技選手としての自覚並びに社会人としての教養を高め、指導者としての素養の向上を主眼として、選手指導者中央訓練を1回実施した。

また、登録選手全員を対象に走行、整備、スタート等の事故防止対策として、全才選が支部毎に年4回実施する特別訓練に対して所要の助成を行うとともに、事故防止対策の強化を図った。

(6)選手の表彰

①特別表彰

2018年の表彰選手の選考については、表彰選手選考委員会において、次のとおり表彰選手を決定した。表彰は2019年2月25日に都内のホテルで行った。

賞名	選手名	ロッカー所在場
最優秀選手賞	鈴木圭一郎	浜松
優秀選手賞	青山周平	伊勢崎
	佐藤貴也	浜松
	永井大介	川口
最優秀新人選手賞	黒川京介	川口
優秀新人選手賞	中村杏亮	飯塚
特別賞	永井大介	川口

特別賞	鈴木圭一郎	浜松
特別賞(平尾昌晃賞)	佐藤摩弥	川口
特別賞(平尾昌晃賞)	高橋 貢	伊勢崎

②一般表彰

通算勝利記録選手については、以下のとおり表彰を行った。

その他の一般表彰(フェアプレイ賞11名及び20年選手賞2名)については、各レース場で行った。

700勝選手

選手名	ロッカー 所在場	達成日	表彰
荒尾 聡	飯塚	2018年 4月21日 川口レース場	2019年 3月13日 飯塚レース場
鈴木 清市	伊勢崎	2018年 6月 1日 伊勢崎レース場	2019年 3月28日 伊勢崎レース場
有吉 辰也	飯塚	2018年 6月13日 飯塚レース場	2019年 3月13日 飯塚レース場
若井 友和	川口	2018年 6月23日 川口レース場	2019年 3月 5日 川口レース場
西村 義正	山陽	2018年 7月14日 山陽レース場	2019年 3月13日 飯塚レース場

500勝選手

選手名	ロッカー 所在場	達成日	表彰
松尾 啓史	山陽	2018年 6月 1日 伊勢崎レース場	2019年 3月20日 山陽レース場
吉田 幸司	川口	2018年10月 9日 伊勢崎レース場	2019年 3月 5日 川口レース場

10連勝賞選手(13連勝)

選手名	ロッカー 所在場	達成日	表彰
鈴木圭一郎	浜松	2018年 9月16日 飯塚レース場	2018年11月17日 浜松レース場

(7)事故防止と公正確保

各種訓練・研修を通じ、競走の公正安全かつ円滑な実施及び事故防止の徹底を図った。また、公正確保の観点から必要な調査及び情報収集を行うとともに、関係団体・他公営競技団体と公正確保に関する意見交換を行った。

なお、競走開催中において不適正な行為があった選手1名に対し、選手あっせん規制委員会を開催し、文書による厳重注意の措置を講じた。

また、各場の調査員の交流を通じて公正連絡関係の情報交換を行った。

(8)選手共済制度に対する助成

選手共済制度の円滑な実施を図るため、必要な助成を行った。

(9) 小型自動車競走場、場外車券売場の施設に係る業務

「小型自動車競走に係る業務の方法に関する規程第126条」及び年度計画に基づき、場外車券売場の定期調査(原則3年に一度定期的に実施)を行った。

また、所轄経済産業局からの要請を受けて、施設の設置及び改修について施設関係法令及び通達との適合状況について確認するとともに、所轄経済産業局が行う確認調査に協力した。

4. 交付金の還付

「小型自動車競走法」第21条に基づく、2017年度の小型自動車競走事業の収支が赤字であった小型自動車競走施行者に対する交付金の還付はなかった。

5. その他オートレースに関する事業

上記以外のオートレースに関する業務についても、必要に応じて適宜行った。

第5部 自転車競技法に基づく競輪の競技実施事業

2018年度に開催された競輪の競輪場別・競輪施行者別・開催回数等及び本財団が受託した業務は別表のとおりである。

1. 競輪競技運営事業

(1) 競輪の競技の実施に関する事務及び執務の方針

競輪施行者から一括委託された事務「競輪に出場する選手及び競輪に使用する自転車の競走前の検査、競輪の審判その他競輪の競技に関する事務」を、事業計画で定めた執務の方針に基づき公正かつ安全に実施した。

(2) 競輪の公正を確保するために必要な附帯業務

① 職員の研修等

ア. 競輪審判員研修会

競輪に係る業務の方法に関する規程第22条第6号の規定に基づく競輪審判員研修会を実施した。

イ. 審判長特別研修、審判長交流研修

審判業務の更なる向上に資するため、各特別競輪等の開催前に、当該特別競輪等の正副審判長及び各地区審判長主査を対象とした特別競輪等審判長特別研修及び全国の審判長を対象とした審判長交流研修を実施した。

ウ. 副審判長研修会

副審判長を対象として、相互の意思疎通を図り、次期審判長の心構えを養うとともに、共通の審判理念に基づく統一的な審判判定を保持することを目的とした副審判長研修会を実施した。

② 業務の連絡調整及び改善研究等

本財団の競技実施業務の円滑、適正な実施、業務の改善研究及び各部門間の連絡調整等を図るために業務連絡会議を開催した。

○番組編成、検車、選手管理及び審判の相互連携の下、競輪競技運営業務の適正円滑かつ統一的な実施及び事故の未然防止のため、競輪業務部、地区本部及び支部の担当者による業

務担当者会議を開催した。

- 審判業務については、審判判定の統一を図るため、2017年度に引き続き、全ての特別競輪に審判長団3名を派遣するとともに、開催場の審判長を加えた4名体制で執務した。また、全GⅢ開催について、審判長団の内1名を派遣して審判業務全般について指導した。
- 番組編成業務については、特別競輪等開催時(一部4日制開催を除く)における番組編成長特別執務を実施し、それぞれの特別競輪等の特色を考慮したより興味ある番組の提供を行うとともに、各地区本部・支部の番組編成長主査による番組編成部会を実施し、標準化に向けた取組及び番組編成に係る諸課題の対応策を取りまとめた。
- 選手管理業務については、各地区本部・支部の選手管理長主査による選手管理部会を実施し、標準化に向けた取組(開催業務システムの構築等)及び選手管理に係る諸課題の対応策を取りまとめた。
- 検車業務については、各地区本部・支部の検車長主査による検車部会を実施し、標準化に向けた取り組み及び検車に係る諸課題の対応策を取りまとめた。
- 総務及び経理事務について、一般事務の効率化・統一化・合理化を進め、円滑な実施及び連絡調整を図るために、総務担当者会議及び経理担当者会議をそれぞれ開催した。

③競輪選手に関する業務及び競輪選手に対する指導

ア. 連絡会議

日競選との意思の疎通を図り、相互理解の下における協力体制を確保するために連絡会議等を開催した。

イ. 講師の派遣

日競選が競輪選手に対して行う、競輪選手としての資質及び技能の向上・健康管理及び適正な選手生活のあり方等の指導・教育を目的とした研修・訓練会等への講師の派遣その他の協力を行った。

2. 競輪開催関連事業

(1)車券発売等業務

競輪施行者から委託された車券の発売等に関する事務を関係法令及び本財団の業務規程等(以下「法令及び規程等」という。)に基づき適正に実施した。

(2)競輪開催宣伝業務

競輪施行者から委託された競輪の開催に係る宣伝に関する事務を法令及び規程等に基づき適正に実施した。

(3)競輪場等場内整理業務

競輪施行者から委託された入場者の整理その他競輪場内の整理に関する事務を法令及び規程等に基づき適正に実施した。

競輪場内の警備を委託された競輪場においては自衛警備隊を組織して置き、所轄の警察署その他の関係機関と緊密な連携を保ち、不法及び迷惑行為の防止並びに暴力団の入場禁止及び退場措置等を講じて競輪場内の秩序維持と競走の安全を確保した。

さらに、競輪場内の警備業務に関する研修等を実施した。

(4)小倉競輪場における競輪開催業務

2006年度より北九州市から受託している「小倉競輪の包括業務」は、2018年度より新たに5年間の包括業務を受託し、競輪事業の経営の効率化に寄与する目的のもと、業務内容の改善・効率化を継続して図り、2018年度も単年度での黒字化を達成するとともに適正・円滑に業務を実施した。

また、「第60回競輪祭」(G I)を業界初となるナイトーで実施し、売上目標を達成するとともに適正・円滑に業務を実施した。

(5)前各号以外の競輪事業に附帯する業務

競輪施行者からグレードレース等におけるイベント、式典及び演出等に関する事務、競輪施行者業務の補助業務等競輪開催に附帯するその他の事務を別表のとおり受託し、適正、円滑に実施した。

(6)競輪関係団体等が行う競輪関係事業への支援業務

競輪関係団体等から要請を受け、競輪事業に必要な次の事務を適正に実施した。

①公益社団法人全国競輪施行者協議会

競輪開催に伴う競輪選手参加旅費の支払事務代行業務並びに選手拠点駅及び選手最寄駅に関する登録等管理事務の代行業務を行った。

②一般財団法人全国競輪選手共済会

競輪開催において発生した選手の傷病等の災害補償等に関する事務を行った。

③一般社団法人日本競輪選手会

各競輪場における選手の日競選会費の徴収及び送金に関する事務を行った。

④競輪施行者が行う報道への協力

競輪開催時(グレードレース等)における競技情報提供等の協力を行った。

別表(自転車競技法第40条に基づく競輪の競技実施事業実施状況)

競輪場	競輪施行者名	開催回数		開催日数		競輪競技 運営事業	競輪開催事業			
		通常 (回数)	目的 (回数)	通常 (日数)	目的 (日数)		車券発売 等事業	競輪開催 宣伝事業	競輪場等 整理事業	その他の競 輪附帯事業
函館	函館市	11		44		○	○			
青森	青森市	13		60		○	○			
いわき平	いわき市	12		47		○	○		○	
弥彦	弥彦村	12		58		○	○			
前橋	前橋市	12		58		○	○			
	立川市	1		6		○	○			
取手	茨城県	12		44		○	○			
	取手市	1		6		○	○			
宇都宮	宇都宮市	12		58		○	○			
大宮	埼玉県	11		46		○	○			
西武園	埼玉県	13		61		○	○			
立川	立川市	11		43		○	○		○	○
京王閣	東京都十一市競輪事業組合	12		46		○	○		○	
松戸	松戸市	13		52		○	○			○
	千葉市	3		10		○	○			○
川崎	川崎市	13		53		○	○			
	千葉市	3		9		○	○			
平塚	平塚市	12		46		○	○		○	○
小田原	小田原市	12		46		○	○		○	○
伊東温泉	伊東市	13		52		○	○			
静岡	静岡市	12		46		○	○			
名古屋	名古屋競輪組合	12		52		○	○		○	
豊橋	豊橋市	12		55		○	○			
岐阜	岐阜市	13		55		○	○		○	
大垣	大垣市	12		58		○	○		○	
松阪	松阪市	12		55		○	○			
四日市	四日市市	12		46		○	○			
富山	富山市	12		46		○	○			
福井	福井市	10		40		○	○	○	○	○
京都向日町	京都府	10		40	*	○	○		○	
岸和田	岸和田市	10		40		○	○		○	
奈良	奈良県	12		58		○	○		○	○
	福井市	2		12		○	○		○	○
	京都府	2		12		○	○		○	
和歌山	和歌山県	12		46		○	○		○	
玉野	玉野市	12		58		○	○			
	高松市	2		12		○	○			
広島	広島市	13		64		○	○		○	
防府	防府市	11		46		○	○			
高松	高松市	11		43		○	○			
松山	松山市	12		49		○	○			
高知	高知市	12		58		○	○			
	小松島市	2		12		○	○			
小松島	小松島市	10		40		○	○			

競輪場	競輪施行者名	開催回数		開催日数		競輪競技 運営事業	競輪開催事業			
		通常 (回数)	目的 (回数)	通常 (日数)	目的 (日数)		車券発売 等事業	競輪開催 宣伝事業	競輪場等 整理事業	その他の競 輪附帯事業
小倉	北九州市	13		72		○	○	○	○	○
	岐阜市	2		12		○	○	○	○	○
	名古屋競輪組合	1		6		○	○	○	○	○
	岸和田市	2		12		○	○	○	○	○
	防府市	2		12		○	○	○	○	○
	熊本市	2		12		○	○	○	○	○
	久留米市	1		6		○	○	○	○	○
久留米	久留米市	12		43		○	○			
	熊本市	3		10		○	○			
武雄	武雄市	13		70		○	○			
佐世保	佐世保市	12		55		○	○			
	豊橋市	2		12		○	○			
別府	別府市	16		76		○	○			○
熊本	熊本市	0		0		○	○			
合計		523		2,286						

青森市 上記開催回数及び日数にミッドナイト競輪開催4回24日を含む

弥彦村 上記開催回数及び日数にミッドナイト競輪開催4回24日を含む

前橋市 上記開催回数及び日数にミッドナイト競輪開催4回24日を含む

宇都宮市 上記開催回数及び日数にミッドナイト競輪開催4回24日を含む

埼玉県 上記開催回数及び日数にミッドナイト競輪開催4回24日を含む(西武園競輪場で開催)

立川市 上記開催回数及び日数にミッドナイト競輪開催1回6日を含む(前橋競輪場で開催)

名古屋市 上記開催回数及び日数にミッドナイト競輪開催2回12日を含む

(小倉競輪場で1回、豊橋競輪場で1回開催)

豊橋市 上記開催回数及び日数にミッドナイト競輪開催2回12日を含む

(佐世保競輪場で1回、豊橋競輪場で1回開催)

岐阜市 上記開催回数及び日数にミッドナイト競輪開催2回12日を含む(小倉競輪場で開催)

大垣市 上記開催回数及び日数にミッドナイト競輪開催4回24日を含む

松阪市 上記開催回数及び日数にミッドナイト競輪開催3回18日を含む

岸和田市 上記開催回数及び日数にミッドナイト競輪開催2回12日を含む(小倉競輪場で開催)

福井市 上記開催回数及び日数にミッドナイト競輪開催2回12日を含む(奈良競輪場で開催)

京都府 上記開催回数及び日数にミッドナイト競輪開催2回12日を含む(奈良競輪場で開催)

* 京都府 上記開催回数及び日数のうち大阪北部地震により2節6日を中止(開催日数40日-6日=34日)

奈良県 上記開催回数及び日数にミッドナイト競輪開催4回24日を含む

玉野市 上記開催回数及び日数にミッドナイト競輪開催4回24日を含む

防府市 上記開催回数及び日数にミッドナイト競輪開催2回12日を含む(小倉競輪場で開催)

高松市 上記開催回数及び日数にミッドナイト競輪開催2回12日を含む(玉野競輪場で開催)

高知市 上記開催回数及び日数にミッドナイト競輪開催4回24日を含む

小松島市 上記開催回数及び日数にミッドナイト競輪開催2回12日を含む(高知競輪場で開催)

北九州市 上記開催回数及び日数にミッドナイト競輪開催4回24日を含む
武雄市 上記開催回数及び日数にミッドナイト競輪開催4回24日を含む
佐世保市 上記開催回数及び日数にミッドナイト競輪開催4回24日を含む
別府市 上記開催回数及び日数にミッドナイト競輪開催3回18日を含む
久留米市 上記開催回数及び日数にミッドナイト競輪開催1回6日を含む(小倉競輪場で開催)
熊本市 上記開催回数及び日数にミッドナイト競輪開催2回12日を含む(小倉競輪場で開催)

第6部 競輪の公正かつ安全な開催運営及び発展に貢献する車両情報システムの安定かつ安全な運用管理及び開発事業

1. 車両情報システムの移行

車両情報システムについて、稼働状況や懸案事項などを把握した上で、次期車両情報システム（「2022 Vehicle Information System」以下「2022VIS」という。）の基本方針を策定した。

また、運用していく上で要望のあった一部機能においてシステム改修を行うとともに、保守限界を迎えた一斉同報システム及び音声応答システムを更新した。

2. 車両情報システムの安全な運用管理

(1) 車両情報システムの安定運用

車両情報システムの安定運用を図るため、障害対応訓練及び計画的なシステム点検を実施した。

障害発生時の対応として、迅速な復旧を図るとともに、原因究明を行い、改善策を策定した。

また、一斉同報システムを使用し、拠点との情報共有と連絡体制を一層強化した。

(2) 車両情報システムの安全確保

個人情報保護法を遵守しつつ、不正アクセスの防止を図り、車両情報システムへのアクセス制限など管理を徹底するとともに、機器点検を定期的実施し、障害の未然防止を行った。また、拠点業務の円滑な遂行と障害の未然防止を図るため、拠点運用者に対する講習会を実施した。

また、外部からアクセスされるシステムを対象にしたセキュリティ診断を実施し、必要な措置について検討した。

2017年度、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証取組組織として登録され情報セキュリティ活動を行ってきており、2018年度は継続審査を受け、同活動の有効性が認められた。

3. 車両情報システムの研究開発

車両情報システム全般に亘る情報を収集し、現行システムの改善点について検証するとともに、2022VISのあり方について検討を行った。

4. 車両情報システムに係る適正な調達の実施

車両情報システムに係る調達手続きに関し、「競輪情報システム評価委員会」に諮り、適正な調達を実施した。

5. その他車両情報システムに関する事業

上記以外の車両情報システムに関する業務についても、必要に応じて適宜行った。

第7部 自転車競技スポーツの普及及び振興に関する事業

1. 地域における自転車競技者層の底辺拡大

2017年度に引き続き、自転車競技の普及のため、各都道府県の自転車競技団体等が実施する自転車競技大会に助成を行い、自転車競技者層の底辺拡大及び技能向上に寄与した。

2. その他関連事業

名古屋市名城公園サイクリングコースにおいて、計79日間の開催で延べ46,803名(障がい者優待73名を含む)の利用者があり、安全な環境の中で幅広い年代層に自転車の利用を通じて、健康増進、体力向上、自転車競技に関する情報の提供に寄与した。また、他の営業施設と連携を図り、情報共有及び無事故運営に向けた施策を図った。

第8部 本財団の目的を達成するために必要な事業

1. ガバナンスの強化

競輪事業においては、最高意思決定機関である「競輪最高会議」において、また、オートレース事業においては、「小型自動車競走運営協議会」において、それぞれ決定された事項について対応・実施した。

なお、競輪事業においては、意思決定の迅速化及び質の高い施策のタイムリーな打ち出しにより競輪の活性化を図るため、11月に「競輪最高会議」の会則を改正したほか、下部会議の見直しを行い、多岐にわたる分野を横断的に管理する機能を強化するなど業界内でのガバナンスの強化に向けた会議体の見直しを行った。

2. 方針管理・業務改善

JKA中期計画・年度方針に基づく方針管理・業務改善(PDCA)の実践により、業務の標準化・インフラの整備を推進し、働き方改革への対応と人材の能力開発を行い、継続的な業務改善によって攻めの業務のリソースを確保することを念頭に、財団の体質強化を図った。

また、全競輪場の業務管理帳票を整備し、競技実施業務を標準化することにより執務員の省人化を図ることとしている。

3. 組織機能の強化と事業の効率化

2018年度産業構造審議会製造産業分科会車両競技小委員会で取りまとめられた「競輪事業の持続的発展のための課題解決に向けて」及び「競輪事業の持続的発展のための課題解決に向けて一具体的な取組のための制度設計案一」を踏まえ、2019年4月に向けて、経営戦略機能の更なる強化、人事機能及び広報機能強化を図るとともに、競輪競技実施業務標準化及び効率化を推進するための基盤となる組織見直しを実施した。

また、引き続き、諸制度の統一、重複業務の集約及びICTの利活用推進による業務効率化を進めるとともに、適材適所の人員配置を実施した。

(1) 組織機能の強化

経営戦略部門の権限強化及び部署間連携の促進を図るため、戦略・方針管理に特化した経営戦略部を新設することとした。

また、競輪競技実施業務の標準化及び業務改善を加速させるため、3地区本部6支部から3エリアに統合するとともに、競技実施チームの統括及び業務標準化推進等を担う部署として、競輪競技部と競輪競技統括部を新設することとした。

その他、採用、人材育成、人材マネジメント制度の適用拡大及び人材体系の検討構築などを推進するための人事機能強化の一環として人事室から人事部への格上げ、広報機能への特化を目

的とした競輪広報部の設置等により、更なる組織機能の強化を図ることとした。

加えて、開催執務編成業務や競輪競技実施業務等におけるICT利活用を推進するとともに、業務の見える化といった改善策など引き続き業務標準化に取り組んだ。

(2)経理事務の効率化

契約の競争性、透明性確保のため調達におけるルールを明確化した。また、競輪振興部門、オートレース振興部門、競輪競技実施部門、競輪情報システム部門が行う同一の経理処理については、預金口座の運用管理の集約化と効率化を図った。

(3)人材マネジメント制度の導入

2018年度も引き続き、執行理事を含めて考課者訓練を実施し、考課基準の解釈統一及び目線合わせを行うことで、精度向上と適正な運用を行った。

また、本財団の人事管理における人材育成の強化のための人材マネジメント制度の適用範囲を拡げる観点から、2018年10月から昇格制度など本格的な適用を開始した。

4. 事業の適正化

(1)監事監査への協力

監事の命を受けて、監事が行う業務監査、会計監査及び競輪場監査について、監査業務の補助を行った。また、会計監査人監査計画に基づき実施された会計監査人監査に協力した。

(2)業務評価

2017年度事業について、事業の実施状況及び実施効果を評価し、その結果を2019年度事業計画に反映した。また、業務の標準化、業務改善の実施状況を評価し、進捗状況に応じたフォローを実施することにより、PDCAサイクルの下、事業の適正化確保を行った。

(3)コンプライアンス

法令・社会規範を遵守し、本財団の事業の透明性・公平性の確保を行った。

(4)情報セキュリティの確保と個人情報・法人文書の管理

本財団のシステムへの不正アクセスや情報漏えいの対策を講じるため、情報の機密性、完全性、可用性を確保すべく、アクセス権限の設定及び情報の安全性の確保並びに安定した社内システムの構築を実施した。

また、本財団が所有する個人情報・法人文書について法令に基づき適切な管理を行った。

(5)補助金確定後の監査

2018年度監査対象として、機械振興補助事業及び公益振興補助事業の補助金の額の確定後の監査要領の、第2条第1項第1号に該当する監査を5件、同項第2号に該当する監査を12件、同項第4号に該当する監査を12件(補助事業数計29件、補助事業者数計21事業者)実施した。なお、2018年度同項第3号に該当する監査対象はなかった。

5. 不動産賃貸事業

本財団の目的を達成するために、本財団が所有する土地及び建物の資産を有効に活用する事業を行った。

2018年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

2019年6月
公益財団法人JKA